平成２４年（フ）第１８８号
兵庫県明石市松江374番地の３　赤石パルメゾン110号
債務者　藤井　康夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
大阪市西淀川区花川２丁目９番24号　大昌食品株式会社神戸Ａ１寮
債務者　藤井　俊光
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県宍粟市山崎町三谷57番地１　市営中山台団地28号
債務者　藤原　絹代（旧姓宮藤・竹本・増田）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県宍粟市山崎町下比地146番地２
債務者　福中　　定
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１１５号
松江市玉湯町林1342番地３
債務者　角田　育子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
富山市藤木3140番地
債務者　熊本眞知子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６１号
北九州市八幡西区友田２丁目２番４―408号
債務者　米村　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０３号
北九州市小倉北区須賀町11番13―207号
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５２２号
北九州市小倉南区石田町12番17号
債務者　吉田　弘幸
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４３号
北九州市小倉北区魚町２丁目１番６号
債務者　植木　孝之（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４９号
北九州市小倉南区葛原東５丁目５番12―303号
債務者　田代　　聡
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９２号
北九州市八幡東区花尾町１番19号
債務者　山岡　京子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７５号
北九州市戸畑区正津町８番39号　36
債務者　ハマダ自動車こと　濵田　　進
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７６号
北九州市戸畑区正津町８番39号　36
債務者　濵田富久美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２７号
青森市金沢５丁目17番７号　Ｂ棟
債務者　及川美智子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
青森市大字幸畑字松元37番地60
債務者　毛利　七雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２６号
愛知県清須市寺野元町44番地　フォーレス元町公園Ａ棟101
債務者　珈琲館ぎんの鈴こと　伊藤　良明
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部